

発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話: 713-3111(代)
FAX: 721-5782
発行人: 渡邊 良市
編集責任者: 野村 勇
広報委員長

発行月(年6回発行): 1月・4月・6月・8月・10月・12月

トピックス

- 会員勧奨月間スタート!《1面》
- 源泉所得税の改正のあらまし《2面》
- 税務署長着任のご挨拶《3面》
- 【消費税インボイス制度】税制改正のお知らせ《3面》

～ みんなで広げよう
「青色申告会」の輪 ～

「会員勧奨月間スタート!!」

10月・11月は会員勧奨月間です

日頃からお付き合いのあるご友人や知り合いの事業主の方に、ぜひ「横浜南青色申告会」をご紹介ください。

青色申告会は
こんなところ

- ・ 帳簿づけや決算手続きをしっかりサポート
- ・ 経理や会計の基本を学べる
- ・ 仲間と情報交換できる安心のつながり

「これから事業を始めたい」「帳簿や手続きに不安がある」
そんな方にとって心強い味方です。



ご紹介特典

新しくご入会いただいた方を
紹介してくださった会員様に

商品券
5,000円
プレゼント!!

詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。
あなたのひと声が、新しい仲間づくりにつながります。
皆さまのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします!



ご紹介



ご入会

商品券を
プレゼント!

¥5,000

決算に向けた指導会 ・OCR用紙のご案内

● 1月から3月に当会をご利用の会員の皆様へ ●

決算準備に関する大切なお知らせです(詳細は8月発行の744号で既報のとおりです)。

- ・ 記帳(入力)方法の指導は、9月末をもって終了いたしました。10月以降は、記帳(入力)指導は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 決算準備指導会を11月30日(月)まで開催中(予約不要)。帳簿の確認や決算に向けた書類の書き方などをご説明します。12月以降は帳簿の確認ができませんので、お早めにご来所ください。
- ・ OCR用紙について、すでにご利用の方には決算準備指導会にご参加の際にお渡しします。指導会に参加されない場合も、期間中にご来所いただければ用紙のみお渡しします。新たにOCR用紙のご利用をご希望の方も、決算準備指導会でお申込みいただけます。決算書を手書きでご提出の方には、この機会にOCR用紙のご利用をおすすめします。

詳しい開催日程・受付時間・お持ち物などは8月発行の744号をご覧ください。事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ】(一社)横浜南青色申告会事務局
TEL: 045-713-3111

● 年末調整指導会のお知らせ(予約不要) ●

専従者給与や給料賃金の支払いがある事業主の方は、年末調整を行い、源泉所得税を1月20日(納期の特例適用者)までに納付することになっています。なお、納付税額が無い場合でも税務署へ納付書の提出が必要となります。

開催期間	令和8年12月1日(火)～令和9年1月18日(月) (土日祝日、12月28日～1月4日、1月14日を除く)
会場	一般社団法人横浜南青色申告会(市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分) 南区宿町2-44-6 ☎713-3111
受付時間	9時から11時 13時から15時30分 (混雑した場合は受付を途中で締切の場合がございます。)

>>>>>>>>>>

お持ちいただくもの

<<<<<<<<<<<<

- ① 令和7年分・令和8年分所得税の源泉徴収簿(1人別源泉徴収簿)、納付書の控
- ② 源泉所得税の納付書(税務署より送付済み)
- ③ 扶養控除等申告書… 従業員本人及びその扶養親族の氏名・生年月日・マイナンバー等を記入してお持ちください。
- ④ 保険料控除申告書… 保険料の控除証明書等を基に従業員の生命保険、地震保険、国民年金、国民健康保険等の金額を記入してお持ちください。
- ⑤ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書… 配偶者控除等及び特定親族特別控除を受ける場合、対象者の合計所得金額を記入してお持ちください。併せて、収入金額が分かるものもお持ちください。

- ⑥ 横浜市特別徴収センターから送付された書類
 - ⑦ 各種控除証明書(従業員、専従者分)
 - 国民健康保険は支払額の集計をお願いいたします。
 - 社会保険料控除証明書: 国民年金・国民年金基金
 - 生命保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の控除証明書
- 注: 1 開催期間中のみ年末調整の指導を行います。
2 ④・⑤は国税庁ホームページからダウンロードできます。事務局にも用意してあります。
3 内容により複数回ご来所いただく場合があります。



令和8年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

令和8年度の税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し等が行われました。これらの改正は、原則として、**令和8年分以後の所得税について適用**されます。

※ 令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更はありません。改正の影響が生じるのは、**令和8年12月に行う年末調整**からです。

① 基礎控除の引上げ 住民税は改正なし

合計所得金額に応じて、基礎控除額が次のとおり引き上げられました。

合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	改正後		改正前	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円	99万円	95万円	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円		63万円	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和9年分以後の「源泉徴収税額表」**が改正されました。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ 住民税は令和9年度分から

給与所得控除について、65万円の最低保障額が**74万円**に引き上げられました。

給与等の収入金額	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円	その収入金額×30%+8万円	65万円
190万円超 220万円以下		(69万円未満は69万円)	その収入金額×30%+8万円

令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合は、下表のとおり給与所得の金額が個別に定められています。該当する従業員を雇用している会員の方は、年末調整の際にご確認ください。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし(0円)	その収入金額-74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

③ 扶養親族等の所得要件の改正 住民税は令和9年度分から

基礎控除額の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が、次のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件(注)(令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族/同一生計配偶者/ひとり親の生計を一にする子	62万円以下(136万円以下)	58万円以下(123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下(136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下(123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下(136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下(123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下(163万円以下)	85万円以下(150万円以下)

(注) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

上記③の改正は**令和8年12月1日以後に支払う給与等**から適用されます。この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等について扶養控除等の適用を受けるには、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要です。

詳しい取扱いについては、国税庁ホームページ「源泉所得税の改正のあらまし(令和8年4月)」をご確認ください。また、青色申告会事務局(713-3111)までお問い合わせください。

源泉所得税の
改正のあらまし ▶



出典：国税庁「源泉所得税の改正のあらまし(令和8年4月)」を基に作成

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を!

～ 給与支払報告書の提出について ～

【提出期限】令和9年2月1日(月)です!

○ 早期提出のご協力をお願いします。

1月下旬頃から提出が非常に集中するため提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター(総務局法人課税課)

〒231-8314 電話: 045-671-4471
横浜市中区山下町2番地 受付時間: 8時45分～17時15分
産業貿易センタービル5階 (土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

～ 償却資産申告書(固定資産税)の提出について ～

【提出期限】令和9年2月1日(月)です!

よくある質問

Q. 賃貸用駐車場を所有しているが、申告は必要ですか?

A. 舗装やフェンス等は償却資産に該当するため、申告が必要です。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター(総務局償却資産課)

〒231-8343 電話: 045-671-4384
横浜市中区山下町2番地 受付時間: 8時45分～17時15分
産業貿易センタービル5階 (土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

着任のご挨拶

横浜南税務署長
古澤 ひとみ



一般社団法人横浜南青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。本年7月の人事異動により、横浜南税務署長を拝命いたしました古澤でございます。

渡邊会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から青色申告制度の普及をはじめ、記帳指導や税知識の普及啓発などを通じて、税務行政の円滑な運営に格別のご理解と多大なるご協力を賜っておりますことに、心より御礼申し上げます。

近年、税務手続のデジタル化が進展する中、納税者サービスの向上と適正・公平な課税の実現に向けた取組を層進めていく必要があります。そのためには、地域の事業者の皆様にも身近な存在である青色申告会との連携がますます重要になるものと考えております。

今後とも、皆様との協力関係を大切にしながら、信頼される税務行政の推進に努めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

横浜南税務署 定期人事異動

* 副署長

加藤 芳郎

* 個人課税第1部門統括官

瀧田 智美

* 個人課税第1部門指導担当上席

松田 隆司

消費税インボイス制度 令和8年度税制改正のお知らせ

令和8年度の税制改正により、インボイス制度に関する次の2つの見直しが行われました。会員の皆さまに関わる主なポイントをご案内します。

① 「2割特例」は個人事業者のみの「3割特例」に

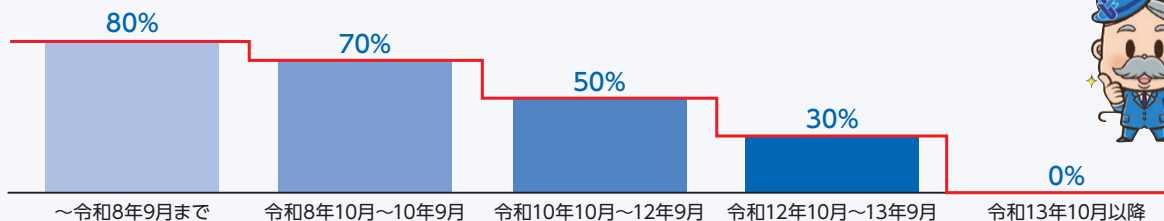
- 個人事業者の令和9年分・令和10年分の消費税申告では、今の「2割特例」に代わり「3割特例」が適用できます（納める消費税額は売上にかかる消費税額の「3割」）。
- 現行の「2割特例」は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間（令和8年分）で終了します。
- 3割特例の適用を受けるには、確定申告書にその旨を付記する必要があります。
- 2割特例や3割特例を受けた年の翌年分から簡易課税制度を適用する場合は、翌年分の確定申告期限までに届出書の提出が必要です。

例：令和10年分で3割特例を受けた事業者が令和11年分から簡易課税制度の適用を受ける場合は、令和12年4月1日（令和11年分消費税の確定申告期限）までに届出が必要です。

※2割特例・3割特例は、免税事業者だった方がインボイス発行事業者になったこと、または「課税事業者選択届出書」の提出によって消費税の申告義務が生じた期間に限り、使うことができる特例です。

② 仕入税額控除の経過措置が「7・5・3割控除」に

- インボイス未登録事業者からの課税仕入れの一定割合を控除できる経過措置（現行80%控除）の期限が2年延長され、以下のとおり控除割合が見直されました。



- 同一のインボイス未登録事業者からの課税仕入れ（税込み）の年間合計額が1億円を超える場合、超えた部分は対象外です。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご確認いただくか、青色申告会事務局（713-3111）にお問い合わせください。

インボイス特設サイトはこちら▶



出典：国税庁「インボイス制度に関する令和8年度税制改正について」（令和8年5月改訂）を基に作成

プロムナード「歴史雑感」は、お休みさせていただきます。

当会来所時に 会員カードのご提示を お願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

会員カード		所属支部	青・大南・青南・南青・青南・青南・青南・青南
会員名			
会員番号	-	-	-
利用区分	BRA・OCR・青南・その他()		
一般社団法人 横浜南青色申告会			
住所 〒223-0017 横浜南青会館2F-44-6			
電話 045-713-3111			

予定納税額の減額申請について

予定納税額の通知を受けている方のうち、その年の10月31日の状況で所得税及び復興特別所得税の見積額が、廃業、休業又は業況不振等の理由により予定納税基準額よりも少なくなる方は、11月16日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局（713-3111）までお問合せ下さい。

お知らせコーナー

納期のお知らせ

- ◎個人市民税・県民税・森林環境税の納付（第3期分）
納期限 11月2日
- ◎所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付（第2期分）
納期限 11月30日
- ◎個人事業税の納付（第2期分）
納期限 11月30日

無料税務相談 予約制

- 【日程】 11月10日（火） 11月20日（金）
12月10日（木） 12月21日（月）
- 【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
- 【場所】 横浜南青色申告会館
- 【時間】 午後1時より午後4時まで
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713-3111）へ
お電話にてお申込みください。

無料法律相談 予約制

- 【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713-3111）へ
お電話にてお申込みください。

11・12月の予定

- 11月12日（休） 納税表彰式
（横浜市金沢産業振興センター 15時）
- 11月13日（金） 組織経営委員会（青申会 16時）
- 11月17日（火） 正副会長会（青申会 14時）
理事会（青申会 15時30分）

支部等行事予定表

11月

- 6日（金） 寿支部 街頭広報活動（市営地下鉄 阪東橋駅出口付近 15時30分）
- 29日（日） 金沢支部 定例役員会
（洲崎町内会館 18時）

12月

- 8日（火） 大岡支部 定例役員会（青申会 17時）
寿支部 定例役員会（花みずき 17時）
- 9日（水） 港南支部 定例役員会
（中之丸町内会館 18時30分）

歓迎

新入会員

令和8年
8・9月度

- 【寿】 安藤 八千代
不動産貸付（事）南区
- 【港南】 村田 洋 村田洋税理士事務所
税理士（事）港南区
- 【磯子】 松村 崇司 まつむら農園
農業（事）磯子区
- 【金沢】 大川 春美 玉洋館
ハウスクリーニング（事）金沢区（敬称略）

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただきます。

●住所変更手続き等のごお願い●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局（713-3111）へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

●会館休館のお知らせ●

午後休館 11月12日（木）・11月17日（火）

終日休館 12月9日（水）

会員の皆様にはご迷惑をおかける事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

Panasonic Homes

青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

うちのコト まるごと個別談会



ご好評につき、今年も開催！ ご自宅や所有不動産など不動産に関するご相談・困り事に、豊富な知識でお答えします。

日付 10月29日（木）・11月16日（月）・12月10日（木）

時間 14時～15時 または 15時～16時 場所 （一社）横浜南青色申告会

青色申告会事務局に電話

電話番号 045-713-3111

パナソニックホームズに電話orWEB予約

電話の場合.. 0120-8746-85
WEBの場合.. 個別相談会
専用予約サイト



ブルーリターンAをお使いの方へ

「マイナス残高検索」 使っていますか？

入力ミスが、その場でわかります

毎日の入力後に、この3ステップでチェックしましょう

1 科目一覧を開く
帳簿入力 ⇒ 総勘定元帳 ⇒ 科目一覧

2 マイナス残高検索にチェック
チェックを入れて「確定」をクリック

3 赤い科目を確認・修正
マイナスの箇所は赤く表示されます。
取引（内容）を見直しましょう

★残高がマイナスになることは、通常ありません。
見つけたら、その日のうちに修正を！